

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百六十二条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する視力補正用レンズ等

(平成十八年二月二十八日)

(厚生労働省告示第六十九号)

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第百六十二条第一項第一号の規定に基づき、薬事法施行規則第百六十二条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する視力補正用レンズを次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百六十二条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する視力補正用レンズ等

(平二一厚労告二八二・平二六厚労告四三九・改称)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百六十二条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する視力補正用レンズ及びコンタクトレンズ(視力補正用のものを除く。)

は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号)別表第一の1056から1059までに掲げる視力補正用レンズ並びに別表第一の1075及び1076に掲げるコンタクトレンズ(視力補正用のものを除く。)とする。

改正文 (平成二一年四月二八日厚生労働省告示第二八二号) 抄

平成二十一年十一月四日から適用する。

改正文 (平成二六年一月二日厚生労働省告示第四三九号) 抄

薬事法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から適用する。